

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から47年1月1日まで

私は、昭和45年3月18日にC本部に入社し、平成9年3月31日まで継続して勤務した。その間に何度か関連会社に出向はあったものの、申立期間について、A社に出向した際の厚生年金保険の記録が欠落している。

詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、D企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及びD健康保険組合から提出された健康保険加入証明書から判断すると、申立人は申立期間において継続して勤務し（昭和46年10月1日にC本部からA社に異動し、47年1月1日にA社からC本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金が記録している申立人の申立期間に係る標準給与から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事務担当者は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理で

は考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から63年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、母が自宅兼店舗を訪れていたA銀行本店の職員に納付書を渡し、当該職員が兄又は母の口座から出金し、納付書にて納付していた。

申立期間の前後の期間は国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料を納付しないことは考えられないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A銀行B部の回答から、申立人から聴取した申立人の兄名義の口座は、申立期間後の平成12年7月28日に開設されていることが確認できる上、同行同部から提出された申立人の母親名義の口座に係る預金取引明細書を見ると、申立期間直前までの期間に係る申立人の国民年金保険料を納付するために出金したと考えられる記録が複数回確認できるものの、申立期間の保険料を納付するために出金したと考えられる記録は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立人自身は関与していないため、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から62年3月まで

私は、昭和59年から62年までの間で初めて国民年金に加入したときに、20歳になってから2年くらい納付していなかった国民年金保険料を父がまとめて納付してくれたことを覚えている。その後は、送られてくる納付書により、自分で納付していた。収入が安定していなかったため納付が遅れた月もあったが、ほぼ毎月、当時住んでいた近くのA銀行かB銀行のどちらか(主に、A銀行)で納付していた。

領収証は残っていないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の払出状況から、C市において被保険者資格取得日を昭和58年7月1日として平成元年6月頃に払い出され、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、当該払出時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和59年から62年までの間で初めて国民年金に加入したときに、2年くらい納付していなかった国民年金保険料を父がまとめて納付し、その後は、A銀行かB銀行のどちらか(主に、A銀行)で、ほぼ毎月、自分で納付していた。」と主張しているところ、C市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間直後の同年4月から平成元年3月までの2年分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、同市の国民年金検認状況一覧表により確認できる同年4月以降の納付状況は申立人が主張する一括納付後の納付状況とおおむね一致しているものの、一括納付した時期について、申立人の父親は、「昭和60年前後であったと思うが、昔のことなのではっきり覚えていない。」とし、記憶が定かではない上、申立人が主張する59年から62年までの間で初めて国民年金に加入し、過年度保険料を一括納付

した形跡は確認できない。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 961 (事案 371 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月30日から35年4月1日まで

私は、昭和24年11月から、A組合(当時は、B社)が所有する複数のC丸に、船長として乗船していたにもかかわらず、申立期間における船員保険被保険者記録が無い。

申立期間当時、同じ船で勤務していた同僚の一人が、私が船員保険の被保険者であったことを証明してくれると思うので、再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された船員手帳の記録及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人が、申立期間にA組合において海運業務に従事していたことは推認できる。しかし、i) 申立人の主張及び同僚の供述から、昭和25年6月から29年2月までの期間において、同組合の船員数は、申立人及び申立人の父親を含む4人以上であったと考えられるところ、同組合に係る船員保険被保険者名簿によると、当該期間において、同組合における船員保険の被保険者記録が継続して確認できるのは申立人の父親のみである上、被保険者数は、当該期間を通じて常に2人以下であること、申立人と同日の25年6月30日に、同組合における船員保険の被保険者資格を喪失している同僚について、申立人は、「当該同僚は、同年6月以降も2、3年は勤務していた。」としていること、同組合に27年7月頃から勤務していたと考えられる同僚の、船員保険被保険者資格の取得日は、29年3月3日となっていること、及び同僚から提出された船員手帳及び同組合に係る同被保険者名簿によると、当該同僚が、同組合の所有する船舶に乗り組んだ期間のうち、船員保険の被保険者記録が確認できない期間があることから、同組合は、申立期間当時、雇用した船員について、その雇用期間の全てにおいて、必ずしも船員保険に加

入させる取扱いをしていなかったことがうかがえること、ii) 申立期間当時の同組合の事業主及び事務担当者は既に死亡している上、同組合の現在の事業主である申立人は、「申立期間当時の書類は無い。」としており、申立期間当時の同組合における船員保険の取扱いに関する供述や関連資料を得ることができないこと、iii) 申立人が申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時、同じ船で勤務していた同僚の一人が、私が船員保険の被保険者であったことを証明してくれると思う。」と主張しているが、前回の申立てにおける調査において、既に当該同僚には照会し、回答を得ている上、今回の申立てにおいて、当該同僚を含む連絡先の判明した申立期間当時の同僚全員に改めて照会したところ、当該同僚及び複数の同僚は、「申立人は雇う側の立場であったので、申立人が船員保険に加入していたのか、申立人の給与がどのように支払われていたのかは分からない。」旨供述しており、申立人の申立期間に係る船員保険への加入及び船員保険料の控除の事実をうかがわせる供述が得られない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 43 年 9 月 2 日まで
② 昭和 43 年 9 月 2 日から 49 年 10 月 31 日まで
③ 昭和 49 年 10 月 31 日から 57 年 10 月 31 日まで

A社における年金記録が申立期間②のみとなっているが、私は、Bの運転手として、申立期間①及び③においても、同社に継続して勤務していたので、年金記録を確認してほしい。

また、申立期間②における給与額は約 28 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が 2 万円から 5 万 2,000 円と著しく低い金額で記録されているので、標準報酬月額の記録についても確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社における厚生年金保険の取扱いについて、「厚生年金保険の加入は強制的ではなく、従業員の申出で、加入することも脱退することもできた。」旨回答している同僚がいるほか、事業主の妻の下で、雑務を担当していた同僚は、「厚生年金保険の加入は強制的ではなく、従業員の申出で加入していた。事業主の妻に、病院に行くので、健康保険被保険者証が要ると言ってきて、健康保険、厚生年金保険に加入した人が何人もいた。」と供述している。

また、A社の別の同僚は、「申立人の兄は、私よりも先に同社に勤務して

いた。」と供述しているところ、申立人が同社で一緒に勤務していたとする二人の兄のうちの一人は、当該同僚が同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得して相当期間経過した後に、同被保険者資格を取得していることが確認できる上、他の同僚は、「若い人は給与が多い方がいいだろうと言われた。数年間勤務したのに、年金には数か月しか加入していない。」旨供述している。

以上のことから判断して、A社においては、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及びその妻は既に死亡していることから、申立期間①当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、A社の複数の同僚が記憶している各々の給与額及び申立人と同様にBの運転手として同社に勤務していた同僚が家計簿の記載に基づいて回答した給与額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることから、申立人についても、申立期間当時に支給されていた給与額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であったことがうかがえる。

しかしながら、前述のとおり、A社は昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主及びその妻は既に死亡していることから、申立期間②当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間②当時、A社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、供述を得られたBの運転手として勤務していた複数の同僚も、申立期間当時の給与明細書等の関連資料を保管していない上、厚生年金保険料控除額について、具体的な供述を得られないことから、申立期間当時のBの運転手に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の陳述内容から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述のとおり、A社においては、従業員全員を一律に厚生

年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、受付処理簿から、申立期間③中の昭和 50 年 6 月頃に払い出されたものと推認される上、申立人に係る C 市における国民年金被保険者名簿を見ると、「49. 10. 31 厚生年金離脱 D」、「取得年月日 49. 11. 1」と記載されているとともに、申立期間のうち、51 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 9 月までの期間に係る国民年金保険料について、申請免除されていることが確認できる。

また、前述のとおり、A 社は、昭和 62 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及びその妻は既に死亡していることから、申立期間③当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間①及び③について、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②について、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年頃から 41 年頃まで
② 昭和 41 年 8 月から同年 12 月まで
③ 昭和 47 年から 48 年まで
④ 昭和 48 年から 49 年まで
⑤ 昭和 49 年から 50 年まで
⑥ 昭和 49 年から 50 年まで
⑦ 昭和 49 年から 50 年まで
⑧ 昭和 49 年から 50 年まで
⑨ 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

申立期間①から④までについては、A社、B社、C社、D社に勤務していた。

また、申立期間⑤から⑧までについては、EというF紹介所から紹介されて、Gホテルに6か月、H社に1週間、I社に1週間、J荘に3か月、Kの見習いとして勤務した。

さらに、申立期間⑨については、L組又はL酒店で酒類の配達の仕事をしていた。

年金事務所に申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無いとの回答を得たので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の同僚は、「私は、学校卒業後昭和 41 年 4 月からA社に勤務していた。そのついで申立人が後から入社してきた。」と供述している上、改製原附票から、申立人が同年 7 月 6 日に同社の住み込み

先の所在地に住所を異動させていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年7月6日以降の期間において同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所名簿から、A社は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、同社の当時の事業主は既に死亡しており、厚生年金保険の取扱いに関する供述を得ることができない。

また、前述の同僚は、「A社における私の厚生年金保険の記録は無い。厚生年金保険料は引かれていなかったと思う。」と供述しており、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に在籍し、Mというクラブで勤務していたと申し立てているが、事業所名簿では、B社及びMは、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、Mで支配人として勤務していた者（死亡）が、申立事業所と代表取締役が同一であるN社において厚生年金保険の記録が確認できることから、同社で厚生年金保険の記録が確認できる者及び同社の現在の役員に照会を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者は、「当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、社会保険の事務の取扱いについては分からない。」「賃金台帳等申立期間に厚生年金保険料を控除していたことが分かる資料は残っていないことから確認することができない。」と供述している。

- 3 申立期間③について、申立人の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、C社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社の当時の社会保険事務担当者は、「運転手は出入りが多く、勤務期間が短期間である場合は厚生年金保険に加入していない人もいた。」と供述しており、同社の事業主は、「厚生年金保険に関する届出書の控えを昭和36年分から保存しているが、申立人の名前は見当たらず、被保険者整理番号の欠落は無い。申立人の申立どおりの届出は行っていないし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は納付していない。また、本人の希望により加入しない者がいた。臨時やパート又はアルバイト等加入対象にならない者がいた。」と回答していることから、同社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間③におけるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、整理番号に欠番は無い。

- 4 申立期間④について、D社において、申立期間に厚生年金保険の記録がある複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、現在の事業主は、「当時の社会保険事務担当者は死亡しており、申立期間当時の書類は既に処分しているため確認できない。」と

回答している上、前述の複数の同僚からも申立人の申立期間④における厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間④におけるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、整理番号に欠番は無い。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、Gホテルに勤務していたと申し立てているが、当時の電話帳等により、O県P市（現在は、同県Q市）には同ホテルは確認できず、隣接する同県R市（現在は、同県Q市）にSホテル（昭和48年10月20日にT社に商号変更）が存在していたことが確認できるところ、T社において厚生年金保険の記録が確認できる同僚は、「私は、昭和49年の夏か秋頃からSホテルに勤務していた。申立人が、Uが来るまでに朝食の準備をしていたことを覚えている。私も住み込みであったので、その手伝いをした。申立人は、私が勤務する前から先に勤務していた。」と供述していることから、申立人が、同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿では、T社は、昭和50年11月18日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社は、「当時の事業主は死亡しており、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、Sホテルに勤務していたと回答した同僚5人のうち4人からは、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない上、当該4人は、T社において厚生年金保険の資格を取得するまでは国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 6 申立期間⑥について、H社の当時の事業主は、「申立人の名前に記憶はない。Kは出入りが激しく短期間しか勤務しない者もいたし、本人の希望で厚生年金に加入しない者や加入対象にならない者もいた。」と供述している上、同社は、平成19年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の社会保険関係の書類が保存されていないことから厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、H社において、申立期間⑥に厚生年金保険の記録がある複数の同僚は、申立人の名前に記憶が無いことから、勤務実態を確認することができない。

さらに、申立期間⑥におけるH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、整理番号に欠番は無い。

- 7 申立期間⑦について、申立人の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、I社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間⑦当時の事業主は死亡しており、現在の事業主の子は、「当時の社会保険関係の書類が保存されていないことから、厚生年金保険料の控除等について確認することができないが、本人の希望により加入しない者や臨時、アルバイト、パート等加入対象にならない者がい

た。」と回答している。

また、I社において申立期間⑦に厚生年金保険の記録がある同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間⑦におけるI社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、整理番号に欠番は無い。

- 8 申立期間⑧について、申立人は、J荘に勤務していたと申し立てているが、事業所名簿では、同事業所名に該当する厚生年金保険の適用事業所は確認できず、名称が類似するVホテルが存在し、同ホテルに照会したところ、厚生年金保険の届出は適用事業所であるW旅館であったと回答している。

しかしながら、W旅館の事業主の妻及び社会保険事務担当者は、「試用期間等すぐには厚生年金保険に加入させない期間があった。」「臨時やパート等厚生年金保険の加入対象にならない者がいた。」と回答していることから、同社においては、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、W旅館において厚生年金保険の記録が確認できる同僚は、「申立人を知っている。私より先に入社していた。」としているが、当該同僚の厚生年金保険の加入記録（昭和45年10月20日から48年6月11日まで）から推測される申立人の入社時期（昭和45年10月以前）と申立期間⑧は約4年間相違している。

さらに、申立期間⑧におけるW旅館に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、整理番号に欠番は無い。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、L組又はL酒店に勤務していたと申し立てているところ、L酒店の事業主は、「申立人は、当時Xに乗っており、勤務の合間で1日に1時間か2時間位配達の仕事をしていたが、L酒店は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述している。

また、前述の事業主は、「L組も経営していたが、申立期間⑨当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述しており、事業所名簿においても、同事業所及びL酒店について、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間⑨当時の同僚の名前を記憶しておらず、厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

- 10 このほか、申立人の申立期間①から⑨までにおける厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 964 (事案 4 及び 304 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 4 日まで

A 社 (現在は、B 本部) で勤務していた申立期間の欠落について、過去 2 回、第三者委員会に対して年金記録の訂正について申立てをしたが、認められなかった。

今回の再々申立てでは、新たな資料として年金事務所から入手した健康保険厚生年金保険被保険者原票を提出するが、同原票には私の記録がわい曲された形跡があるため、正しい記録となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された C 社 (A 社の後継会社であり、現在は、B 本部) 発行の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所 (当時) の記録により、当該事業所は、昭和 43 年 1 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる等として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、申立人は、A 社の健康保険被保険者証を使用し、昭和 42 年 12 月に受診したとしている病院から届いた 43 年の年賀状を新たな資料として提出しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の 3 回目の申立てに当たり、申立人は、「A 社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者原票の資格取得時決定の日付欄に日付が記載されていない等のことから同原票がわい曲されている。」と主張しているところ、同社に在籍していた同僚6人の同原票に係る資格取得日の記録は申立人と同様に判然としない状況が見られるものの、オンライン記録によると、当該同僚の資格取得日は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった同日の昭和43年1月4日となっていることが確認できることから、申立人の資格取得日のみが不自然とは言えない。

また、申立人は、申立期間は、昭和42年10月1日にD社からA社に出向した直後の期間であるとしており、本件について申立人の主張を認めるためには、両社のいずれかにおいて、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる必要があるが、D社及びB本部に照会したところ、いずれも申立期間当時の資料を保管していないとしている上、今回、新たに照会した申立期間当時の同僚も、「給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 50 年 12 月 1 日まで
夫の給与明細書が見つかり、標準報酬月額と突合してみると、標準報酬月額が給与支給額に対して低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人のA社における支給年の記載が無い63月分の給与明細書を提出し、申立期間の給与明細書であると主張しているところ、申立人に係る昭和49年度及び50年度の市民税県民税特別徴収納税者への通知書に記載された市民税県民税額、及び当該給与明細書において確認できる市民税県民税額並びに健康保険厚生年金保険料控除額から判断すると、当該給与明細書は、45年6月から51年4月までの期間のうちの63月分であると推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和45年6月、同年9月及び同年10月、同年12月から46年5月までの期間、同年7月から49年4月までの期間、同年6月、同年8月から同年11月までの期間、及び50年1月から同年11月までの期間について、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の

いずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和45年7月及び同年8月、同年11月、46年6月、49年5月、同年7月及び同年12月の期間については、給与明細書の提出がない上、A社は、当時の資料が無く不明である旨回答していることから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないとともに、前述の給与明細書で確認できる期間において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額であることが確認できることから判断すると、当該期間においても同様の取扱いであったと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和44年6月から45年5月までの期間については、給与明細書の提出がない上、A社は上記のとおり回答していることから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同職種であった同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しているほか、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。